【報告要旨】

「タイ深南部における児童婚について」

プラティッポーンクン・ルアンリン (Ruengrin Pratippornkul) (大阪大学大学院国際公共政策研究科 博士後期課程)

タイでは未成年の結婚は原則として禁止されているが、深南部(パッタニー、ヤラー、ナラティワートの3県)では児童婚が一般的に行われ、少女が自身の同意なしに結婚させられているのが現状である。タイには他にも児童婚の習慣が残っている地域があるが、そこでは地方政府やNGOによる対策が行われている。他方、深南部では、政府や指導者たちは「児童婚はイスラムの伝統的な習慣であり、マイノリティの権利としてこの習慣を守り続けるべきだ」として問題視しない態度を取っている。

本報告は、タイには女性や子供の権利を守る法律があるのになぜ深南部の児童婚に介入 しようとしないのか、深南部の児童婚の実態はどのようなものなのかといった点について 考察する。

報告者は 2019 年にパッタニー県とナラティワート県で現地調査を行った。深南部では 2004 年に独立運動が再燃し児童婚の要因である貧困問題が深刻化したことから、それが 2004 年以降の児童婚にどのような影響を及ぼしたのかを確認するため、18 歳未満で結婚を経験した 19 人の女性を対象として、2004 年以前に結婚した女性と、2004 年以降に結婚した女性の 2 グループに分けてフォーカスグループインタビューを実施した。加えて、深南部の女性や子供を支援している団体のスタッフ、ムスリムの結婚を司る宗教指導者(イマーム)、および深南部のムスリムの司法と行政を管轄するイスラム委員会(สำนักงานคณะกรรมการ อิสสามกลาง)に児童婚の現状について聞きとりを行った。

本報告で強調したい点は、タイ深南部の児童婚は、イスラム文化が原因なのではなく、タイ政府とイスラム委員会による深南部特有の二重行政・司法が現地住民であるムスリムの女性たちを守るよう機能していないということである。また、2004 年以前はお見合い結婚の慣習が児童婚の主な原因であったが、2004 年以降は紛争による被害が児童婚の要因を悪化させているという状況が指摘できる。